

いとまんゼロカーボン事業者認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、事業活動における地球温暖化対策を主体とした環境配慮に資する取組を、自主的かつ積極的に実施している事業者をいとまんゼロカーボン事業者として認証するいとまんゼロカーボン事業者認証制度（以下「認証制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業所の所在地が糸満市内にあること。
- (2) 別表に掲げる項目のうち、必須項目を全て実施し、かつ、選択項目を4個以上実施していること。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(申請及び認証)

第3条 いとまんゼロカーボン事業者としての認証を受けようとする事業者は、いとまんゼロカーボン事業者認証（更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、認証するものとする。

(認証ステッカー等の交付)

第4条 市長は、いとまんゼロカーボン事業者として認証した事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証ステッカー（様式第2号）及び認証書（様式第3号）を交付する。

(認証の有効期間)

第5条 認証事業者の認証の有効期間は、第3条第2項の規定により市長が認証した日から、その日の属する年度の3年後の年度の末日までとする。

(認証の更新)

第6条 前条の規定による認証の有効期間の満了後、引き続き認証事業者としての認証（以下「認証の更新」という。）を受けようとする認証事業者は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 認証の更新の手続には、第3条第2項の規定を準用する。

（実施内容の報告）

第7条 認証事業者は、毎年3月31日までに、いとまんゼロカーボン事業者実施内容報告書（様式第4号）により当該年度の実施内容を市長に報告しなければならない。

（認証の取消し等）

第8条 市長は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により認証を受けたとき。
- (3) その他市長が認証事業者として適当でないと判断したとき。

（確認）

第9条 市長は、特に必要と認める場合には、認証事業者に対して、聞き取り又は現地確認を実施することができる。

（広報）

第10条 市長は、認証事業者の取組事例について、事例集の発行又は市のホームページへの掲載等により普及啓発に努めるものとする。

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。